

# 郡山市ゲリラ豪雨対策9年プランについて



様式2

福島県河川計画課  
主査 齋藤英真

～「100mm/h安心プラン(全国で11件目、東北地方で初の登録)」を活用した浸水対策の推進～

施工場所:郡山市中心市街地

## 1. はじめに・背景など

近年、時間雨量50mmを超える大雨の発生割合が県内で増加傾向にあり、郡山市においては急速な都市化の進展による雨水流出形態の変化も伴い、内水浸水被害のリスクが高まっている。

平成22年7月6日に発生した集中豪雨では最大時間雨量が74mmに達し、都市機能が集積するJR郡山駅西口周辺で床上浸水62戸、床下浸水141戸の浸水被害が発生した。

また、平成23年9月には台風15号豪雨により阿武隈川が戦後最高水位を記録し、支川の氾濫や排水不良により床上浸水1,510戸、床下浸水157戸の甚大な浸水被害が発生した。



H22.7.6 駅前アーケード浸水状況

## 2. 経緯など

全国的なゲリラ豪雨等による浸水被害を踏まえ、国は平成25年4月1日に「100mm/h安心プラン」制度を施行した。

具体的には、河川管理者及び下水道管理者による河川・下水道のハード整備に加え、住民や民間企業参画のもと、雨水貯留施設の整備等の流出抑制や、危険情報の周知体制の構築等のソフト対策により、住宅地や市街地の浸水被害軽減を図る取組みを定めた計画を市町村が策定し、それを国が登録し重点的に支援するものである。

郡山市と福島県は計画策定に向けた基礎資料作成を平成25年度に行い、平成26年度から国との本格的な協議を進め、平成26年9月9日に「郡山市ゲリラ豪雨対策9年プラン」が登録となった。(全国で11件目、東北地方では初の登録)

3. 内 容 「郡山市ゲリラ豪雨対策9年プラン 概要」参照

## 4. 進捗状況・創意工夫など

平成26年度～平成34年度の9箇年計画の初年度であり、プラン区域内において過年度から継続して実施しているハード対策を進めるとともに、関係機関による協議会を立ち上げ、計画の検証作業を開始したところ。

特筆すべき点としては、従来の計画雨量を超過する降雨に対応するため、雨水貯留施設等の整備を行うこととしていること。また、ソフト対策として、地形の起伏や建物といった立体データを基にした『3次元浸水ハザードマップ』を作成し、想定される浸水被害を住民にわかりやすく伝え、防災意識の向上を図ることとしている。

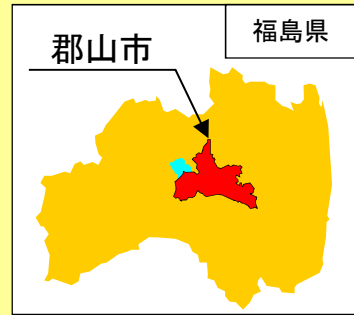
5. おわりに 当プランに基づき、国・県・市が連携して郡山市中心市街地の浸水対策に取り組んでいく。

# [計画名称] 郡山市ゲリラ豪雨対策9年プラン 概要

【福島県郡山市】

## 流域の概要

- 郡山市街地は、過去(S61~H25)の27年間で15回の浸水被害に見舞われ、平成22年7月豪雨時も床上62戸、床下141戸の浸水被害が発生した。
  - 近年、局地的豪雨が顕在化し、甚大な水害が多発。福島県での時間雨量50mm以上の降雨の観測回数が増加している。
- 福島県内55気象庁観測所データより  
S58~H4年 1.6回/年 ⇒ H15~H24 4.2回/年



## 浸水被害の主な要因と対策

- 土地利用の変化により流出量が増大し、浸水に対する危険度が増大。
- 地形的要因により、河川事業と下水道事業の連携した整備が必要。
- 都市化の進展等により、河川改修に多大な費用と時間を要する。

郡山市の総合的な治水対策について、行政・流域自治体からなる「郡山市総合治水対策連絡協議会」で検討し、関係機関が対策を実施

組織	郡山市総合治水対策連絡協議会
学識者	日本大学工学部、東京工業大学、宇都宮大学
国土交通省関係	福島河川国道事務所
福島県関係	県中建設事務所
郡山市関係	総務部、建設交通部、都市整備部、下水道部
住民	住民代表、河川愛護団体
企業	郡山市農業協同組合、安積疏水土地改良区、(株)NTT東日本、(株)郡山コミュニティ放送、(株)エフエム福島

## 郡山市ゲリラ豪雨対策9年プラン対象地域 《計画期間 平成26年度~平成34年度》



## 取組内容

- 戦略的・効果的な対策の実施
  - ・既存施設の効果を最大限活用し、河川事業と下水道事業との連携によるより一層の効果的な整備を図る。
  - ・流域における治水施設の整備や、公共施設等の治水機能を引き出すなど、流域全体での対策を実施する。
  - ・想定を超える豪雨に対し、防災情報の提供等のソフト施策により被害軽減を図る。

- 対策効果の早期発現に向けた進捗管理
  - ・関係機関でPDCAサイクルによる進捗管理

目標期間(9ヵ年)における対策効果を確認しながら、流域全体の治水安全度を高める。

## 取組効果

期間内(H26~H34)に関係機関が対策を実施することにより、対象とする降雨と同規模の降雨に対して、対象地域内の床上浸水被害を床下浸水に止めるよう努める。